

安城市水道事業給水条例（昭和42年4月1日条例第4号）

最終改正:令和6年3月27日安城市条例第21号

改正内容:令和6年3月27日安城市条例第21号 [令和6年4月1日]

○安城市水道事業給水条例	昭和42年4月1日条例第4号
改正	
昭和47年12月28日条例第49号	
昭和48年3月31日条例第24号	
昭和51年3月31日条例第20号	
昭和55年6月28日安城市条例第25号	
昭和57年3月26日安城市条例第14号	
昭和61年3月27日安城市条例第18号	
平成元年3月25日安城市条例第30号	
平成元年12月25日安城市条例第52号	
平成6年12月26日安城市条例第48号	
平成9年3月26日安城市条例第29号	
平成9年12月24日安城市条例第49号	
平成12年3月23日安城市条例第16号	
平成12年12月21日安城市条例第60号	
平成14年12月24日安城市条例第43号	
平成16年12月24日安城市条例第30号	
平成25年3月25日安城市条例第15号	
平成26年3月26日安城市条例第17号	
令和元年7月1日安城市条例第28号	
令和元年9月30日安城市条例第55号	
令和6年3月27日安城市条例第9号	
令和6年3月27日安城市条例第21号	
安城市水道事業給水条例	
目次	
第1章 総則(第1条—第5条)	
第2章 給水装置(第6条—第13条の2)	
第3章 給水(第14条—第23条)	
第4章 料金(第24条—第31条)	
第5章 管理(第32条—第35条)	
第6章 貯水槽水道(第36条・第37条)	
第7章 雑則(第38条)	
第8章 罰則(第39条—第41条)	
附則	
第1章 総則	
(目的)	
第1条 この条例は、市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するための必要な事項を定めることを目的とする。	
(給水区域)	
第2条 市水道事業の給水区域は、安城市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年条例第6号)第2条第2項第1号に規定する区域とする。	
(給水装置の定義)	
第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。	
(給水装置の種類)	
第4条 給水装置は、次の3種とする。	
(1) 専用給水装置 1戸又は1か所で専用するもの	
(2) 共用給水装置 2戸以上又は2か所以上で共用するもの	
(3) 私設消火栓 消防用に使用するもの	
(給水の用途別)	
第5条 給水の用途は、次のとおりとする。	
(1) 一般用 居住の用又は業務の用に使用するもの	
(2) 公衆浴場用 公衆浴場(特殊浴場を除く。)の用に使用するもの	
(3) 臨時用 工事その他臨時に使用するもの	

(4) 消火演習用 私設消火栓を演習用のために使用するもの

第2章 給水装置

(給水装置の新設等の申込み)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。第8条第1項及び第40条第1号において同じ。)又は撤去をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市の負担とすることができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の設計及び工事(以下「給水装置工事」という。)は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完了後に市長の工事検査を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により給水装置工事を施行する場合には、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解してはならない。

(工事費の算出方法)

第10条 市長が施行する給水装置工事に要する費用は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項の費用の算出に関して必要な事項は、別に市長が定める。

(附帯工事に要する費用の負担)

第11条 給水装置工事を施行する場合において必要とする配水管の布設又は布設替えの工事(以下「附帯工事」という。)に要する費用は、当該給水装置工事の申込者の負担とする。

- 2 前項に定めるもののほか、附帯工事に関して必要な事項は、別に市長が定める。

(工事費の予納)

第12条 市長に給水装置工事を申し込む者は、給水装置工事に要する費用の概算額を市長に予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の概算額は、工事完了後に精算する。
- 3 市長に給水装置工事を申し込んだ場合における給水装置の所有権は、給水装置工事に要する費用が完納された時に移転するものとする。
- 4 第1項ただし書又は第2項の場合において、給水装置工事の申込者が給水装置工事に要する費用を指定期限内に納入しないときは、市長は、当該給水装置を撤去することができる。
- 5 前項の規定により市長が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、当該給水装置工事の申込者は、市長にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(給水装置工事事業者の指定等に係る手数料)

第13条の2 第8条第1項の指定を新たに受けようとし、又は同項の指定の更新を受けようとする者は、別に市長が定めるところにより、手数料として1万円を納付しなければならない。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者は、市長において必要があると認めたときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

2 市長は、前項の代理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(管理人の選任)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理するため、管理人1人を選任し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第18条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は市長が定める。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは市長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

- 2 前項の水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、メーターを管理しなければならない。
- 3 水道使用者等が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止するとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消火演習に私設消火栓を使用するとき。
- (4) 第25条第3項及び第5項に規定する集合住宅等に係る料金の適用を受けようとするとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 代理人及び管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (5) 前項第4号の集合住宅等について、水道を使用する戸数に変更が生じたとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、市長の指定する水道事業の職員(安城市職員定数条例(昭和27年条例第33号)第2条第8号の職員をいう。)の立会いを要する。
- 3 私設消火栓の供給準備料及び演習使用料は、次の表に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

区分		供給準備料 (1月につき)	演習使用料 (1栓5分間ごとに)
メーター 口径	50ミリメートルまで	650円	330円
メーター 口径	50ミリメートルを超え、 75ミリメートルまで	1,100円	650円

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、市の負担とすることができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金

(料金の支払義務)

第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者等から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第25条 料金は、基本料金に水量料金を加えたものとし、次の表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

基本料金(1月につき)

--	--	--

用途	区分		料金
一般用 公衆浴場用	メーター口径	13ミリメートル	600円
	メーター口径	20ミリメートル	1,000円
臨時用	メーター口径	25ミリメートル	2,500円
	メーター口径	40ミリメートル	7,600円
	メーター口径	50ミリメートル	12,200円
	メーター口径	75ミリメートル	27,000円
	メーター口径	100ミリメートル	50,000円

水量料金(1月につき)

用途	区分	料金(1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートルまで	50円
	10立方メートルを超え、20立方メートルまで	90円
	20立方メートルを超え、30立方メートルまで	125円
	30立方メートルを超え、50立方メートルまで	165円
	50立方メートルを超え、100立方メートルまで	190円
	100立方メートルを超えるもの	210円
公衆浴場用	10立方メートルまで	50円
	10立方メートルを超え、20立方メートルまで	90円
	20立方メートルを超えるもの	125円
臨時用		280円

- 2 基本料金は、水道の使用の有無にかかわらず、開栓中これを徴収する。
- 3 受水槽又は直結増圧給水装置を設置し、2戸以上で水道を使用する住宅等(1個のメーターにより計算するものに限る。以下「集合住宅等」という。)の基本料金は、水道を使用する戸数1戸につき、一般用メーター口径13ミリメートルの額に戸数を乗じて得た額とする。
- 4 中高層集合住宅において、生活用水の供給を目的とし、建物所有者等が市長の承認を受け遠隔指示方式による集中検針装置又は直読式メーターを給水設備に設置した場合の料金は、別に市長が定める。
- 5 集合住宅等の水量料金は、水道を使用する戸数で除して得た水量を使用水量として、水量料金の算定方法で計算した額に戸数を乗じて得た額とする。
- 6 市長は、特別の理由があるものについては、料金を減免することができる。
(料金の算定)
- 第26条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。)に、メーターを点検して使用水量を計量し、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。
(使用水量の認定)
- 第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。
- (1)メーターに異状があったとき。
- (2)使用水量が不明のとき。
(特別な場合における料金の算定)
- 第28条 月の途中で水道の使用を開始し、又は中止した場合においてその月の使用日数が15日未満のときの基本料金は、所定の2分の1とする。
- 2 月の途中でメーターの口径又は用途に変更があった場合におけるその月の料金は、変更前の料率を適用した額とする。
(臨時使用の場合の概算料金の前納)
- 第29条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、別に市長が定めるところにより、別に市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。
(料金の徴収方法)
- 第30条 料金は、納入通知書により2か月ごとに徴収する。ただし、第26条ただし書の規定により算定された料金にあっては、毎月又は随時に徴収することができる。
(無断使用の場合の料金)
- 第31条 給水装置を第15条の申込みをせず使用した者については、前使用者に属する最後のメーターの点検後引き続きこれを使用したものとみなして料金を徴収する。
- 第5章 管理
(給水装置の検査等)
- 第32条 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。
(給水装置の基準違反に対する措置)
- 第33条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に定める基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止す

ることができる。

- 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由の継続する間、水道使用者等に対する給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が、第10条若しくは第11条の工事費、第21条第3項の供給準備料若しくは演習使用料、第22条第2項の修繕費又は第25条の料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が、正当な理由がなく、第26条のメーターの点検又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。
- (3) 盗水したとき。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第36条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項の簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

第8章 罰則

第39条 この条例に違反し、みだりに配水管から給水の設備を設けて給水する行為をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第18条第2項のメーターの設置、第26条のメーターの点検、第32条の検査又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第13条の2の手数料又は第25条の料金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第41条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第13条の2の手数料又は第25条の料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年12月28日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日条例第24号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月31日条例第20号)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の安城市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第33条の規定は、昭和51年5月1日から施行する。

2 改正後の条例第25条の規定は、昭和51年5月分の料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第25条第1項の基本料金表区分の欄中共用給水装置の規定及び同条第3項の規定は、昭和51年5月分の料金から昭和53年3月分の料金までの間、受水槽を設置してない共用給水装置により2戸以上が居住の用に使用しているものについても適用する。

(安城市水道事業給水条例の特例に関する条例の廃止)

4 安城市水道事業給水条例の特例に関する条例(昭和42年条例第5号)は、廃止する。

附 則(昭和55年6月28日安城市条例第25号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の安城市水道事業給水条例第25条の規定は、昭和55年7月1日以後の使用水量に係る料金から適用し、同日前の使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年3月26日安城市条例第14号)

1 この条例は、昭和57年6月1日から施行する。

2 この条例による改正後の安城市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第21条及び第25条の規定は、昭和57年6月1日以後の使用水量に係る料金から適用し、同日前の使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

3 新条例第33条の規定は、昭和57年6月1日以後に給水工事等の申込みをする者について適用し、同日前に給水工事等の申込みをする者については、なお従前の例による。

附 則(昭和61年3月27日安城市条例第18号)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の安城市水道事業給水条例第33条の規定は、昭和61年4月1日以後給水工事等の申込みをする者について適用し、同日前に給水工事等の申込みをする者については、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月25日安城市条例第30号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(水道料金に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の安城市水道事業給水条例第25条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定される料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じた場合は、これを1月とする。

附 則(平成元年12月25日安城市条例第52号)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の安城市水道事業給水条例第25条の規定にかかわらず、平成2年4月1日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から同月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定される料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じた場合は、これを1月とする。

附 則(平成6年12月26日安城市条例第48号)

- 1 この条例は、平成7年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月26日安城市条例第29号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の規定にかかわらず、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定される料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じた場合は、これを1月とする。

附 則(平成9年12月24日安城市条例第49号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の安城市水道事業給水条例第7条の規定により給水装置の新設、改造又は撤去の申込みをした者に係る給水装置工事の施行の手続並びに当該工事の設計審査及びしゅん工検査の手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月23日安城市条例第16号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月21日安城市条例第60号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第33条第2項の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 改正後の第25条の規定にかかわらず、定例日が平成13年4月1日(以下「施行日」という。)から同月30日までの間である水量料金は、改正前の第25条の規定により算定するものとし、定例日が平成13年5月1日から同月31日までの間である水量料金は、その使用水量の2分の1(1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。)を改正前の第25条の規定により、残りの2分の1を改正後の第25条の規定により算定するものとする。ただし、施行日以後に給水を開始したものは、この限りでない。
- 3 改正後の第25条第1項水量料金の表一般用の項の規定の適用については、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に限り、同項中「210円」とあるのは、「190円」とする。
- 4 附則第2項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、附則第2項中「平成13年」とあるのは「平成14年」と、「施行日」とあるのは「切替日」と読み替えるものとする。

附 則(平成14年12月24日安城市条例第43号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日安城市条例第30号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日安城市条例第15号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第16条第1項の規定は、この条例の施行の日以降に給水装置の所有者となる者について適用し、同日前に給水装置の所有者となつた者については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月26日安城市条例第17号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第8条、第11条及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。
 - 2 改正後の第25条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
 - 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じた場合は、これを1月とする。
附 則（令和元年7月1日安城市条例第28号）
 - 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
 - 2 改正後の第25条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月31日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
 - 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じた場合は、これを1月とする。
附 則（令和元年9月30日安城市条例第55号）
 - 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
 - 2 改正後の第13条の2の規定は、この条例の施行の日以後に申請をした者から適用し、同日前に申請をした者については、なお従前の例による。
附 則（令和6年3月27日安城市条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月27日安城市条例第21号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。
-